

## 名古屋市住宅都市局建築設計者選定要綱

### （目的）

第1条 名古屋市が設置する公共の建築物は、都市デザイン及び市民の福祉・文化の向上に寄与する大きな役割を担う名古屋市民の貴重な財産であり、これにふさわしい良質な公共の建築物とするためには優れた設計者の選定が極めて重要である。

この要綱は、名古屋市住宅都市局が建築設計業務を発注するに際し、当該業務の目的及び内容に最も適した設計者を選定するための基本方針、手続等について必要な事項を定め、もって良質な公共建築物の整備に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建築設計業務       ：建築の意匠・構造、電気設備、機械設備の基本設計、実施設計等の業務
- （2）コンペ方式         ：設計案の提出を求め設計案及び設計者を選定する方式
- （3）プロポーザル方式：技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の提出を求め設計者を選定する方式
- （4）総合評価落札方式：技術資料等の評価と入札価格を総合的に評価し設計者を選定する方式

### （適用）

第3条 この要綱は、コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価落札方式により設計者を選定することが適当と認められる建築設計業務に適用する。

### （基本方針）

第4条 コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による建築設計業務の設計者の選定に当たっては、建築物の用途・規模、

委託内容等に応じ、その建築物に最も適した選定方式を採用する。

- 2 設計者の選定は、公正性・客観性の高い手続により行うものとし、原則として公表する。

(選定方式)

第5条 記念的建築物その他の芸術性又は創造性を求められる建築物のうち、市長が指定する建築設計業務は、コンペ方式を採用する。

- 2 前項に掲げるもの以外の建築設計業務のうち、市長が指定し、かつ基本設計及び実施設計を一体発注する建築設計業務は、プロポーザル方式を採用する。なお、プロポーザル方式を採用する場合は、原則として公募型にて実施するものとする。

- 3 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の適用基準額以上の建築設計業務については、原則として公募型コンペ方式又は公募型プロポーザル方式を採用する。

- 4 第1項若しくは第2項に掲げるもの以外の建築設計業務のうち、市長が指定する建築設計業務は、総合評価落札方式を採用する。この場合、原則として公募型にて実施する。

(コンペ方式による選定)

第6条 住宅都市局長は、コンペ方式による設計者の選定を厳正かつ公正に行うため、設計案を評価する評価委員を選任する。

- 2 住宅都市局長は、評価委員から設計案の評価を聴き、設計者を選定する。

- 3 前項の評価を聴くにあたり、住宅都市局長は、会議を開催して評価委員の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。

- 4 評価委員及び会議について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

(プロポーザル方式による選定)

第7条 前条の規定は、プロポーザル方式による設計者の選定について準用する。この場合において、前条中「設計案」とあるのは「技術資料等」と読み替えるものとする。

(総合評価落札方式による選定)

第7条の2 住宅都市局長は、総合評価落札方式による設計者の選定を厳正かつ公正に行うため、技術資料等を評価する評価委員を選任する。

2 住宅都市局長は、評価委員から技術資料等の評価を聴くものとする。

3 前項の評価を聴くにあたり、住宅都市局長は、会議を開催して評価委員の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。

4 住宅都市局長は、技術資料等の評価と入札価格を総合的に評価して設計者を選定する。

5 評価委員及び会議について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

(公表)

第8条 コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価落札方式の参加資格、評価の基準及び結果は、原則として公表する。

2 公表の方法については、本市電子調達システムの「調達情報サービス」により公表する。また、あわせて本市公式ウェブサイトを利用するなど広く周知するよう努める。

(委任)

第9条 コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による設計者選定の手続等に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市住宅都市局建築設計者選定要綱実施細則（平成9年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前において、旧要綱を適用した建築設計業務（基本構想等作成業務等を含む。）に関する選定にあたっては、旧要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。